

木津川市教育委員会会議録

令和8年第3回木津川市教育委員会定例会

○日 時：令和8年3月23日（月） 午後1時30分から午後3時13分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-4会議室

○出席者：竹本充代教育長、小松信夫委員、佐脇貞憲委員、皆川麻紀委員、智原江美委員
（事務局）平井教育部長、山口理事、雑賀理事、福井教育部次長兼教育総務課長、東村教育部次長兼学校教育課長、松井教育部次長兼文化財保護課長、中島社会教育課長

1. 開 会 教育長

教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

委員から異議なく承認された。

3. 議 事

《議案第7号 木津川市教育委員会規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

教育委員会事務局組織の適正化を図るため、指導主事等の規定を追加する。

【質疑】

教育長：補足する。指導主事等は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、事務局に置くこととされている職種であり、現在も任用中であるが、市の規則に規定されていなかったため、今回整備するもの。

【採決】

教育長が議案第7号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第8号 木津川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正により、主務教諭の職が新設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

【質疑】

委員：主務教諭は各学校で決められる役職なのか。転任先での職はどうなるのか。

事務局：現在のところ、府教育委員会では、業務内容を含めた処遇について決まっていない。また令和8年4月からは、この職をまだ配置しないと聞いている。業務内容としては、校内での中心的な役割や外部との調整など学校運営全体に関わることが想定されるが、現状では明確な規定はない。今後府教育委員会で規定され、順次配置されていくと思われる。

委員：主幹教諭は、その職として発令され配置されている。主務教諭も同様になるのか。

事務局：「教諭」と「主務教諭」の発令は別になると考えられるが、現在は明確に答えられる段階ではない。

委員：勤務校が変われば主務教諭ではなくなることもあるのか。給料表の号給自体変わるのか、または手当がつくだけなのか。

事務局：国が例示しているので、おそらく給料表の号給が変更になると思われるが、まだ府教育委員会で決定されていない。

教育長：主幹教諭は試験を受けて合格する必要があるが、主務教諭も同様になるのか、具体的な運用はまだ決定されていないということか。

事務局：手当ではなく主幹教諭同様、給料表の号給が変わると思われるが、具体的な運用は決まっていない。人事関係の説明会では、4月1日付けの配置はないこと、今後制度設計した上で順次配置する予定とのことであった。

委員：校長や教頭に次いで主幹教諭の職が設置されたが、今回新設される主務教諭の扱いはまだはっきりしていないということでのよいのか。

事務局：そのとおり。

教育長：教諭の負担軽減を図りながら、ミドルリーダー的な位置付けとしたうえで給料を保障する意図があるのか。

事務局：学校運営全体の調整を図りながら、体制の充実を図っていく意図であると理解している。

委員：現状として、ミドルリーダー的な教員が手当なども無く、そういった役割を担っているという状況があり、現状に合わせるために職を新設するのか。

事務局：ミドルリーダー的な役割を果たす職員はいるが、規定が現状に追いついておらず、現状では主任手当だけである。今後は主務教諭として位置付けることにより、よりリーダー的な存在になることを期待している。

委員：府の決定を受けて、実際の配置をすること、4月1日に配置されることはない

いうことだが、いつ頃からの配置になるのか。見通しはあるのか。

事務局：具体的な見通しはないが、年度の途中からの配置は難しいと思われる。令和8年度に制度設計など準備し、令和9年度からの配置になるのではないかとと思われる。

委員：改正後条文の第14条第3項に「置かないことがある」という記述がある。これは主務教諭が配置された場合は教諭を配置しないことがあるという意味なのか。

事務局：学校規模により、主務教諭を置いた場合、教諭を置かないことができるという選択の余地を残すものである。

委員：小規模校の場合、教諭がいないということもあり得るということか。

事務局：養護教諭が主務教諭となると、養護教諭を置かないことになる。教諭が一人だけの配置校の場合、その一人が主務教諭であれば、教諭は置かないということになる。

教育長：その場合でも教諭が欠員状態ではないということになるのか。

委員：養護教諭の場合でも同じことか。

事務局：そのとおり。

委員：それならば主務教諭しか配置されない学校もあるかもしれない。

教育長：上位法で規定されている場合、市の規則で改めて規定していないことがある。

「置く」ということは上位法で規定されているため、市の規則では規定していない。

委員：誤解なく読めるようなら問題ない。第16条の第2項の規定から養護教諭が主務教諭になることもあり得るということか。

事務局：そのとおり。

委員：主務教諭は高等学校にも置かれるのか。

事務局：法律では小中学校だけではなく幼稚園、高等学校も配置対象である。

【採決】

教育長が議案第8号について採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第9号 木津川市立図書館協議会委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

図書館の年報作成や行事予定の立案等のため年間3回程度の委員会を開催している。任期は2年。定数は9名としている。現任者9名のうち本人の意向により6人を再任する。3名のうち1名は推薦、ほか2名は公募による。

【質疑】

委員：委員の年齢構成はどうなっているか。

事務局：50代から70代で構成される。

委員：再任は何期まで可能か。

事務局：上限はない。本人の意向を尊重している。

委員：公募委員の応募状況はどうか。

事務局：7名の応募があり書類と面接審査を実施した。

教育長：市の規定により、公募委員は再任できない。

委員：再任する6名は社会教育活動経験のある方か。

事務局：別紙の区分に示している。図書館条例に任命区分を設けており、その区分に合致する方を任命している。また公募委員は再任できないが、当初公募委員として任命された方で、区分に示す知見を有する方の場合、その区分により再任されることはあり得る。

【採決】

教育長が議案第9号について採決を行い、全員一致で承認された。

4. 教育長報告（令和8年2月17日～令和8年3月23日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・ 2月18日 令和7年度相楽地方特別支援教育研究協議会卒業生を送る会木津川ブロックにオンラインで参加した。特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒による発表や全員での合唱などがあった。
文化財保護審議会に出席した。市の登録文化財制度、保存管理施設についての説明があった。
令和7年度地域文化功労者表彰受賞者の表敬訪問を受けた。
- ・ 2月21日 22日までの2日間、豊作祈願の祭りである涌出宮いごもり祭が開催された。
- ・ 2月27日 第17回木津川市フォトコンテスト表彰式に出席した。木津川市観光協会が主催し、204点の応募の中から24点が市長賞などを受賞した。
- ・ 3月8日 木津川市公民館まつりの舞台発表の部に参加した。
- ・ 3月13日 市立中学校の卒業式に出席した。
- ・ 3月19日 市立小学校の卒業式に出席した。

5. その他

(1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

【質疑】

委員：結核審査会では何をしているのか。

事務局：教職員で結核発症者が出た場合には対応する。その他年間数回の会議を開催している。

- (2) 令和8年第1回木津川市議会定例会 会派代表質問、一般質問及び答弁について
教育長が、事務局に説明を求めた。
事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

会派代表質問は6会派から、一般質問は5人の議員から質問があった。主なものについて説明。

【質疑】

委員：木津川台から木津第二中学校への通学路のルートはどうか。

教育長：木津川台公園近く、京奈和自動車道下などを通る。一部精華町域を通っている。

公園下などは暗いため安全性を問われている。以前からそういった声はあった。住民が被害に遭う事件が起こったことがある場所である。平成25年ころから順次防犯カメラを全校域に設置している。また現在は街灯も整備されている。

事務局：市内全地域を確認したが、防犯灯などが整備されており、真っ暗にはならない。

学校では、暗くならないうちに自宅に帰れるように配慮して下校時間を定めているが、下校後の児童生徒の行動を把握することは難しい。

委員：職員の健康診断の結果、精密検査該当者数が約30%とあるが、一般的に見て、多いのか少ないのか。この数字をどう捉えればいいのか。

事務局：特に多いということはないと思われる。該当者の要精密検査の内容は様々であり、要精密検査の通知後、どう行動するか、案内や指導が大切である。早期治療につなげることが大切であり、そのようにできる体制を作っていくたい。

委員：小中学校の在り方に関する基本計画の質問が出ているが、意図はどのようなものか。

事務局：令和4年度末に計画を策定し、公表した。そこから3年が経過した現在の市教育委員会としての考えを問うものであった。統廃合に反対するなどということではなく、適正に対応すること、よく検討して教育環境を整えることが大切であるという見地に立った前向きな質問であった。

教育長：同議員からは予測よりも児童生徒数の減少が早いため、早めに対応する必要があること、余裕教室の有効活用をすべきとの意見もあった。

- (3) 令和8年度社会教育の重点について
教育長が、事務局に説明を求めた。
事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

第2次木津川市生涯学習推進計画に基づき、令和8年度の重点項目について、主に昨年度からの変更点について説明。

【質疑】

教育長：ボランティアの確保が難しい状況である。社会教育活動をしている方の高齢化、定年の延長により仕事に従事する時間が長くなり、自由な時間が抑制されることもありボランティア参加は難しい状況もある。個人ではなく企業など別の観点から事業に参画されることもある。

委員：社会教育は多種多様であり、休日勤務も多くなると思う。活動が活発になるほど職員は大変な思いをすることになると思う。専門職である社会教育主事は置いているのか。

事務局：社会教育主事資格を保有している職員は在籍している。

委員：社会教育主事としては発令していないのか。府教育局には置いている。活動が活発になれば、人員も必要ではないか。

事務局：有資格者は在籍しているが発令はしていない。配置については必要に応じて検討する。

教育長：以前、校長退職後、社会教育主事として任用していたこともある。必要な人材ではあるが、予算的なこともあり、現在は任用していない。

- (4) 木津川市公共施設包括管理業務について
教育長が、事務局に説明を求めた。
事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和8年4月1日から導入される。業務の概要や対象施設等について説明。

【質疑】

委員：近隣市町村でも同様の制度を取り入れているのか。

事務局：京都府内では福知山市に視察に行くと聞いている。また京田辺市の一部の施設で導入している。

委員：学校も対象施設に入っているが、用務員が施設の維持管理をしていると思う。そ

の職との兼ね合いはどうか。

事務局：業者に委託する業務は、市が発注していた業務のみである。用務員は清掃や草刈など、発注する修繕等以外のことを受け持っているので、これまでと変わることはない。具体的には高所の掃除、床のワックスがけ、トイレや窓ガラス清掃、高木剪定など用務員ではできないことを発注している。

(5) 木津川市教育委員の同意について

教育長が、令和8年5月11日からの新任教育委員について、令和8年第1回木津川市議会定例会で同意を得られたことを報告した。

(6) 次回教育委員会は、令和8年4月20日（月）午後3時に木津川市役所で開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。